

かめのこ「スマイル」託児料の基準

1. 子育て支援「かめのこ」会則第4条2項の集団託児の託児料について次のように定める。

① 団体払い

5人まで	・・・	¥3,000
10人まで	・・・	¥6,000
15人まで	・・・	¥9,000
20人まで	・・・	¥12,000
20人以上	・・・	@ ¥600 / 人 プラス

② 個人払い（市民サークルなどの民間運営団体が主催する場合に限る）

1人1回	・・・	¥600
------	-----	------

- ※ 上記①②共下記のように定める
託児時間は最長3時間とする
当日欠席があっても、申込人数分の託児料とする

附則	平成26年4月1日より施行する
附則	平成27年4月1日より施行する
附則	平成28年4月1日より施行する
附則	2020年4月1日より施行する